



そらいろ通信 9月

* 社内に笑顔を咲かせましょう *

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



夏が終わったと喜んだ矢先に、やはり厳しい残暑が戻ってきました。皆さま いかがお過ごしでしょうか。

長かった（子どもたちの）夏休みも終わり、ようやくひと段落。そして先日、ハーモニカコンサートへ娘と行ってきました。ハーモニカを聞きに行くというのは初めての経験なのですが、一つのハーモニカから出る音の種類が多様であることに驚きました。オルゴールのようにやさしい音色であったり、トランペットのように強い音であったり…。一つのハーモニカで二重層もできるのです。うっとりとした音色に思わず夢（眠り？）の世界に入りそうになったり、ジャズのリズムにうきうきしたりと楽しい時間を過ごしてきました。



* 気になるお金の相場 *

～日帰り出張の日当～



他社はどうしているのか、世間の相場は？ 貴社の参考にしてください。

(単位：円)

	出張先の地域に関係なく一律定額に支給する場合				
	社長	取締役	部課長	係長主任	一般社員
最高額	20,000	20,000	13,000	10,000	5,000
最低額	750	750	700	450	450
最多回答額 (相場)	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000

★これで完璧！9月の事務★



☆算定基礎届により社会保険料が変わります☆

7月に提出した算定基礎届により、**健康保険と厚生年金保険の標準報酬月額が9月分から見直されます**。標準報酬月額とは各人の保険料や給付の基礎となる額です。新しい報酬月額は月額変更（固定的賃金の変更などによる）に該当しない限り、今年の9月分から来年の8月分まで適用されます。

☆厚生年金の保険料率も変わります☆

厚生年金保険料率が、9月より14.996%→**15.350%**へと変わります。

☆控除する保険料額の変更は、来月10月から☆

算定基礎届および厚生年金保険料率の変更による新しい保険料は、**来月10月中に支払う給与から変更**します（その月分の保険料は、翌月に支払う給与から控除するため）。**算定基礎届で標準報酬月額が変わらない人でも、厚生年金の保険料額は変わります**ので、ご注意ください。

また、**9月中に賞与を支払う場合には新しい厚生年金保険料率で控除**しますので、こちらも合わせてご注意ください。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

8月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、**9月10日**までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

8月分の社会保険料・児童手当拠出金を**9月30日**までに納付。

☆7月決算法人の確定申告と納税☆

7月決算法人の確定申告と納税、1月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに**9月中の決算応答日**までです。

★知っ得情報★



☆仕事優先を希望2%☆

内閣府は9月2日、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に関する意識調査を発表しました。「生活の中で仕事優先を希望している」のは2.0%だったのに対し、現実には「仕事優先になっている」という回答数が48.6%と半数近く。長時間労働の改善が進んでいない実態が浮き彫りになりました。それに対し、必要な企業の取り組みでは、①無駄な業務・作業をなくす（87%で最多）、②管理職の意識改革、③経営者がリーダーシップを発揮するなどが挙げられています。

★こんなときQ&A★

病気で入院した社員について、その間の給与と保険料はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

Q. 病気で1ヶ月ほど入院することになった社員がいます。その間の給与と社会保険料などの扱いは、どのようにすればよいのでしょうか？ 当社の就業規則には「私傷病による欠勤日に対しては、給与は支払わない」と定められています。

A. 会社を欠勤している理由が私傷病の（業務上の事由ではない）場合は、「ノーワーク・ノーペイの原則により欠勤した日数分の給与をカットしても問題ありません。給与計算期間にもよりますが、全く給与が支給されないケースや給与の金額が少ないという場合が発生します。その場合でも健康保険料と厚生年金保険料は、変わらずに徴収しなければなりません。他に住民税の天引きをしている場合も同様です。雇用保険料と所得税は支払う給与に対して金額が発生しますので、給与がゼロなら徴収額はありませんが、給与の金額が少なければ少ないなりの徴収金額となります。

支給される給与がなければ、どのように保険料や住民税を徴収するかということになりますが、①毎月会社が本人に請求する ②会社がいったん立て替えておいて本人が出勤してから返還してもらう ③前もって預かる などが実務的な対応方法となります。社会保険料や住民税の金額は、かなり高額になることが多いので、できれば後でまとめて返還してもらうよりも毎月請求して払ってもらおうほうが、ご本人の負担が少ないと思います。相談して決めていただくとよいでしょう。また、就業規則にこういった場合の取扱いを定めておくと、無用なトラブルは避けられますので有効です。

健康保険に加入している人であれば、私傷病で欠勤する期間会社が給与を支払わなければ、健康保険に傷病手当金を請求することが可能です。労務不能の4日目から標準報酬月額額の2分の3が出ますので、そちらを活用していただくとよいでしょう。

いきいきした会社づくりをお手伝い

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

